

高萩・北茨城広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

令和4年9月28日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、高萩市及び北茨城市（以下「構成市」という。）から排出される廃棄物について、適正に収集、運搬、再生、処分等の処理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(組合の責務)

第3条 高萩・北茨城広域事務組合（以下「組合」という。）は、構成市と協議の上、一般廃棄物（第7条に規定する処理除外物を除く。以下同じ。）の減量及び適正な処理に関する計画を定め、これを住民等に広く周知しなければならない。

(一般廃棄物の処理)

第4条 組合は、構成市内の土地又は建物の占有者又は管理者（以下「市民」という。）の日常生活に伴って生じた一般廃棄物（以下「家庭系一般廃棄物」という。）について収集及び運搬（粗大ごみ及び小型家電製品（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第47号）第5条第1項の規定により使用済小型電子機器等を分別して収集するために構成市が設置した回収箱に投函したものに限る。）に限る。）並びに再生及び処分を行うものとする。

2 組合は、事業者の事業活動に伴って生じた一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）について、家庭系一般廃棄物の処分に支障が生じないと認められる範囲において、規則に定めるところによりこれを処分することができる。

(産業廃棄物の処理)

第5条 組合は、産業廃棄物について、固形状のものであって、一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲内の量のものとして管理者がその都度指定するものに限り、これを処分することができる。

(一般廃棄物の排出等)

第6条 市民は、家庭系一般廃棄物のうち、自ら処分することができないものについては、別表に掲げる区分に応じ排出し、又は組合が管理するごみ処理施設に搬入しなければならない。

2 事業者は、第4条第2項の規定により事業系一般廃棄物を処分しようとする場合にあつては、自ら又は法第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可を受けた業者に依頼して前項のごみ処理施設に搬入しなければならない。

(処理除外物)

第7条 第4条の規定による一般廃棄物の処理について、次に掲げるものは対象としない。

ただし、別表に掲げる有害・危険ごみの種類等であって、同表に定める方法により排出する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 有毒性のあるもの
- (2) 危険性のあるもの
- (3) 引火性のあるもの
- (4) 著しく悪臭を発するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に支障が生ずるおそれがあるものとして規則に定めるもの

(処理手数料)

第8条 第4条から第6条までの規定により組合が行う一般廃棄物等の処理に係る手数料は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

3 管理者は、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、第1項の手数料を減免することができる。

(技術管理者の資格)

第9条 法第21条第3項の条例で定める資格は次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）であること。
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当するものを除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者であること。
- (4) 学校教育法（昭和20年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学とする。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学とする。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科若しくは化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると管理者が認める者であること。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第6条関係）

1 ごみ集積所等へ排出する場合

区分		種類等	排出等の方法	手数料
家庭系一般廃棄物	もやせるごみ	日常生活に伴って生ずる厨芥類、木竹類、再生できない紙くず類その他これらに類するもの	指定ごみ袋を使用し、ごみ集積所へ排出	指定ごみ袋 10リットル用 1枚につき 6円
				指定ごみ袋 20リットル用 1枚につき 12円
				指定ごみ袋 30リットル用 1枚につき 18円
				指定ごみ袋 45リットル用 1枚につき 27円
	もやせないごみ	陶磁器類、ガラス類その他これらに類するもの	指定ごみ袋を使用し、ごみ集積所へ排出	指定ごみ袋 10リットル用 1枚につき 6円
				指定ごみ袋 20リットル用 1枚につき 12円
				指定ごみ袋 30リットル用 1枚につき 18円
				指定ごみ袋 45リットル用 1枚につき 27円
	有害・危険ごみ	蛍光灯、電球、乾電池、体温計等有害物質を含んでいるもの	市販の袋を使用し、ごみ収集所へ排出	無料（ただし、市販の45リットル以下の透明又は半透明の袋を使用する。）
	資源ごみ	新聞紙、雑誌、アルミ缶その他これらに類するもの	市販の袋を使用する等し、ごみ収集所へ排出	無料（ただし、袋を使用する場合は、市販の45リットル以下の透明又は半透明の袋とする。）
うち小型家電製品	携帯電話、デジタルカメラ、携帯ゲーム機等	構成市が設置した回収箱へ排出又はごみ集積所へ排出	無料（ただし、ごみ集積所へ排出する場合は、市販の45リットル以下の透明又は半透明の袋を使用する。）	
粗大ごみ	電気機器、家具、寝具等で3辺の長さの合計が3メートル未満のもの（指定ごみ袋で排出できるものを除く。）	事前に申し込みの上、自宅前等に排出	粗大ごみ処理券 小 1枚につき 600円	
			粗大ごみ処理券 大 1枚につき 1,200円	
		電気機器、家具、寝具等で3辺の長さの合計が3メートル以上のもの（指定ごみ袋で排出できるものを除く。）		

2 ごみ処理施設に搬入する場合

区分		手数料
家庭系一般廃棄物	もやせるごみ もやせないごみ 有害・危険ごみ 資源ごみ 小型家電製品 粗大ごみ	20キログラム以下は1回につき100円とし、20キログラムを超える場合は、10キログラム超えるごとに100円ずつ加算して得た額
事業系一般廃棄物	もやせるごみ	20キログラム以下は1回につき230円とし、20キログラムを超える場合は、10キログラム超えるごとに230円ずつ加算して得た額

備考

ごみ処理施設へ搬入する方法により家庭系一般廃棄物を処分する場合は、指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券を使用せずに搬入することができる。